## 在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校 保護者委員会規則

第1章 総則

(設置・名称)

第1条 在中華人民共和国日本国大使館附属北京日本人学校(以下「学校」)学則(以下「学則」)に基づき、保護者委員会(以下「本会」)を設置する。

(会員)

第2条 本会の会員は、学校の児童生徒の保護者(以下「会員」)とする。

(目的)

第3条 学則に基づき、本会は、学校の運営及び学習指導に対し、会員が協力し、会員の意思を適切に 反映することを目的とする。

(活動方針)

- 第4条 本会は、前記の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。
  - 1. 学校及び学校運営理事会と緊密な連絡を保ち、学校の運営及び学習指導に協力すること。
  - 2. 学校の運営及び学習指導に対し、会員の希望、要望が適切に反映されるように、学校及び学校運営理事会に対し適宜意見を提出すること。
  - 3. その他、前記の目的を達成するために必要と認められることを行うこと。

(年度)

第5条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 執行部

(設置)

第6条 本会の管理運営を行うため、本会に執行部を置く。

(組織)

- 第7条 執行部は、次の執行部役員により構成する。
  - 1. 委員長 1名
  - 2. 副委員長 2名
  - 3. 書記 2名
  - 4. 会計 2名

執行部役員の兼任は、認めない。

執行部役員は、会員の互選により決定するものとする。

執行部役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

(役割)

第8条 執行部役員の役割は次のとおり定める。

1. 委員長: 本会を統括、代表し、総会及び代表委員会を招集する。

2. 副委員長: 委員長を補佐し、委員長不在の場合は委員長を代行する。

3. 書記: 本会発行の文書の作成、会議記録の作成、保管及び関連事務を行う。

4. 会計: 本会の経理事務を行う。

## 第3章 各種活動

(学級代表者)

第9条 小学部、中学部ともに各学級毎に、学級代表者を選出する。

学級代表者は、各学級の会員の互選により決定するものとする。

学級代表者の人数、役割、任期、その他事項については、別途執行部が定める。

(各種活動組織)

第10条 本会は、必要に応じ各種活動組織を設置する。各種活動組織の設置、活動内容、人員、その他 事項については、別途執行部が定める。

## 第4章 会議

(会議)

第11条 本会は、次の会議を開催する。

1. 総会:

定期総会: 毎年度はじめに速やかに開催する。

臨時総会: 本会委員長が必要と認める場合、

または全会員(世帯単位)の4分の1以上の要求がある場合に、

本会委員長が招集する。

2. 代表委員会: 必要に応じ随時開催する。

3. その他: 必要に応じ別途執行部が定める。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高決議機関とする。

総会の議長は、本会委員長がこれを委嘱する。審議事項、定足数、議決権行使、議決、その他 事項については、別途本会総会の審議決定により定める。

(代表委員会)

第13条 代表委員会は、本会と学校との情報、意見交換の場とする。

代表委員は、学校代表者と執行部役員並びに執行部が必要と認める各種活動役員をもって構成する。

## 第5章 会計

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第15条 本会運営の財源は、会員より徴収する会費収入をもってこれに充てる。 会費の金額は総会で定め、会員世帯単位で徴収する。

(予算・決算)

第16条 執行部は年度予算を作成し、総会において承認を得なければならない。

第15条に定める毎会計年度終了後、執行部は決算を作成し、会計監査役の監査を受け、総会において承認を得なければならない。

(会計監査役)

第17条 本会は、会計監査役2名を置く。

会計監査役は、本会委員長が執行部役員及び各種活動役員の経験者から選出し委嘱する。会計監査役は、本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第6章 その他

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、別途執行部が定める。

(改正)

第19条 この規則の改正は、学校運営理事会と本会総会の審議決定をもって行う。

附則 この規則は2021年6月1日に制定・施行する。

同時に、「北京日本人学校父母会規則」は廃止する。

2021年12月1日改正(通学安全委員に関する規則を削除し、運営規定に移行)